

カーボンマイクロコイル商品開発プロジェクト

共同研究申し込みの手引き

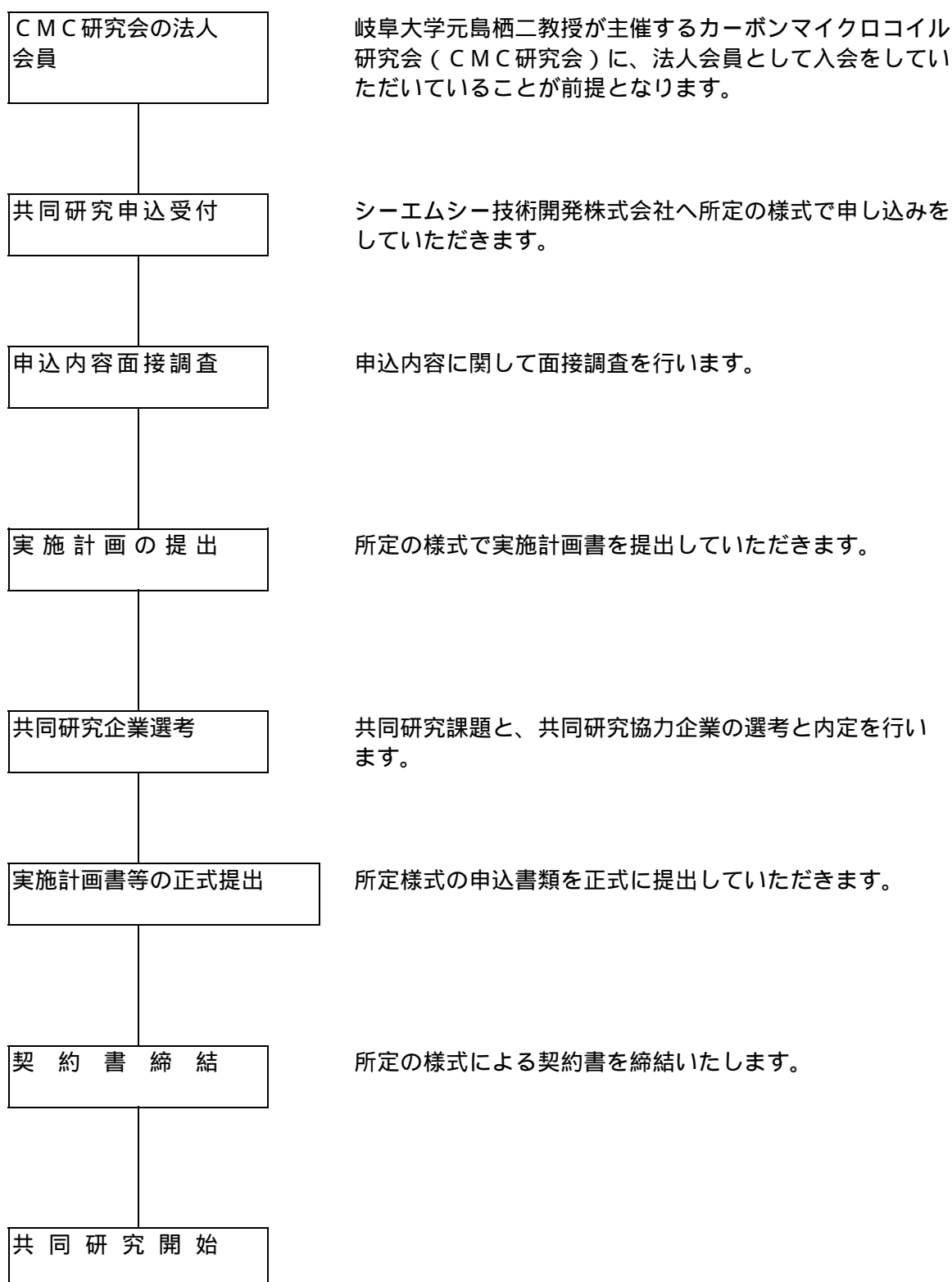
シーエムシー技術開発株式会社

この手引きは、カーボンマイクロコイル商品開発プロジェクトの共同研究を希望される民間協力企業を対象に、カーボンマイクロコイルの研究開発者である岐阜大学元島栖二教授及びカーボンマイクロコイルの製造技術開発会社であるシーエムシー技術開発株式会社との、カーボンマイクロコイルを活用した商品開発の共同研究の申込み手続等についてまとめたものです。

目 次

	(頁)
. 共同研究契約締結までの手順	1
. カーボンマイクロコイル商品開発プロジェクト共同研究	2
- 1 共同研究の目的	
- 2 共同研究協力企業の選定	
. 「カーボンマイクロコイル商品開発プロジェクト共同研究申込書」及び「カーボンマイクロコイル商品開発プロジェクト共同研究実施計画書」の書き方について	2
- 1 共同研究「課題名」	
- 2 実施期間	
- 3 共同研究開発費	
- 4 開発の目標	
. 契約書等について	3
- 1 共同研究契約書	
- 2 特許共同出願に関する契約書	
- 3 誓約書等	
. 成果の報告及び発表	3
. 様式	3

共同研究契約締結までの手順



・カーボンマイクロイル商品開発プロジェクト共同研究

- 1 共同研究の目的

カーボンマイクロコイル商品開発プロジェクト（以下、本プロジェクト）の一貫として行う民間協力企業との共同研究（以下、共同研究）は、新素材であるカーボンマイクロコイルが、さまざまな産業分野に、国内外の企業を通して早く、広く活用されることを願い、岐阜大学工学部元島研究室で研究開発し、シーエムシー技術開発株式会社で試作製造するカーボンマイクロコイルを商品開発力のある協力企業に優先的に供給し、元島研究室及びシーエムシー技術開発株式会社と協力企業が共同でカーボンマイクロコイルを活用した商品の開発を行うことを目的とします。

- 2 共同研究協力企業の選考等

共同研究協力企業及び開発テーマの選考にあたっては、次の考え方を基本といたします。

- (1) 本プロジェクトの主旨を理解し、経営者を含め共同研究に積極的にご賛同、ご協力いただけること。
- (2) 新商品開発の意欲と技術開発力を有すること。
- (3) カーボンマイクロコイルを活用した商品開発の目標に高い社会的貢献性が期待できること。
- (4) 共同研究の結果得られる商品に新規性があること。
- (5) 既に競合商品がある場合には、開発商品に、より高付加価値化が図れること。

・「カーボンマイクロコイル商品開発プロジェクト共同研究申込書」（様式1）及び「カーボンマイクロコイル商品開発プロジェクト共同研究実施計画書」（様式2）の書き方について

- 1 共同研究「課題名」

共同研究の「課題名」は、商品開発の目的が適切に表現された具体的な名称を設定して下さい。

- 2 実施期間

共同研究の実施期間は原則として2年以内といたします。

- 3 共同研究開発費

- (1) 共同研究に係わる費用は、全て共同研究協力企業が負担するものといたします。
- (2) 開発費は年度毎に協議の上、見直すことができるものとします。
- (3) 開発費のうち元島研究室及びシーエムシー技術開発株式会社が必要とする経費は、共同研究協力企業からシーエムシー技術開発株式会社へ、支払うものといたします。
- (4) 共同研究協力企業が、公的資金の活用を希望される場合にはシーエムシー技術開発株式会社が協力いたします。

- 4 開発の目標

以下の目標をできるだけ具体的に設定して下さい。

- (1) 開発商品の品目
- (2) 特性、性能、機能
- (3) 用途
- (4) その他

・ 契約書等について

- 1 共同研究契約書

正式提出された実施計画書に基づき、共同研究契約書（様式3）を締結していただきます。なお、共同研究契約書は「課題名」ごとに締結するものといたします。

- 2 特許共同出願に関する契約書

共同研究の成果を特許出願する場合には特許共同出願に関する契約書（様式4）を出願ごとに締結していただきます

- 3 誓約書等

共同研究協力企業が共同研究に必要とするカーボンマイクロコイルを受領する場合、及び元島研究室並びにシーエムシー技術開発株式会社等で共同研究協力企業からの派遣者が研究に従事する場合には、所定の様式による誓約書等の提出をお願いいたします。

・ 成果の報告及び発表

共同研究の成果の報告は、成果報告書として取りまとめるものといたします。また、共同研究の成果の発表は、原則として、カーボンマイクロコイル研究会で行うものといたします。なお、共同研究の成果を、第三者に開示または公表するときは、その内容、方法、時期等について事前に協議するものとします。

・ 様 式

（様式1）カーボンマイクロコイル商品開発プロジェクト共同研究申込書

（様式2）カーボンマイクロコイル商品開発プロジェクト共同研究実施計画書

（様式3）共同研究契約書

（様式4）特許共同出願に関する契約書

（様式5）カーボンマイクロコイル貸与証

（様式6）カーボンマイクロコイル借用証

（様式7）カーボンマイクロコイル返却・保管証

（様式8）カーボンマイクロコイル返却・保管確認証

（様式9）成果報告書